

意見書案第10号

地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成21年10月2日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者 川崎市議会議員 大島 明

〃 岩崎善幸

〃 竹間幸一

〃 佐々木 由美子

〃 猪股美恵

地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書

新政権の発足とともに、政策・制度の変更が進められることとなっている。

一方、前政権下において、我が国が直面している空前の経済危機を克服するために、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算が可決成立している。総額で14兆円を超えるこの補正予算には、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地方自治体向けである15の経済危機対策関連の基金の造成に要する経費等が計上されており、各地方自治体は、当該基金などの活用を前提に、経済危機対策に資する事業を計画し、補正予算を可決するなど事業の執行を目指して準備を行っているところである。

新政権によって、前述の経済危機対策事業についての予算執行が見直されることになれば、既に関係事業の予算を執行し、あるいはその執行準備が完了して当該事業の広報・周知が済んでいる地方自治体にとって、大変憂慮すべき事態の発生が懸念される。

よって、国におかれては、これらの状況を考慮し、政策の見直し、税制の改革及び制度の変更に当たっては、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算によって地方自治体の進めてきた施策や事業について、財源問題で執行に支障が生じることのないよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣